

令和 7 年度

町有財産公売に関する
一般競争入札案内書

川辺町

目 次

一般競争入札参加要領	・ ・ ・ ・ ・ 1
契約書書式	・ ・ ・ ・ ・ 6
誓約書	・ ・ ・ ・ ・ 9
物件案内図（①、②）	・ ・ ・ ・ ・ 10
入札物件調書	・ ・ ・ ・ ・ 11
町有財産売払一般競争入札参加申込書	・ ・ ・ ・ ・ 12
町有財産売払一般競争入札参加申込受付書	・ ・ ・ ・ ・ 13
入札保証金提出書	・ ・ ・ ・ ・ 14
入札保証金振込証明書	・ ・ ・ ・ ・ 15
入札書	・ ・ ・ ・ ・ 16
委任状	・ ・ ・ ・ ・ 17
納入通知書兼領収証書	・ ・ ・ ・ ・ 18
入札書封印の要領	・ ・ ・ ・ ・ 19

一般競争入札参加要領

令和7年5月16日（金）川辺町が行う普通財産（土地等）売払の一般競争入札に参加される方は、次の各事項をご承知のうえ、入札してください。

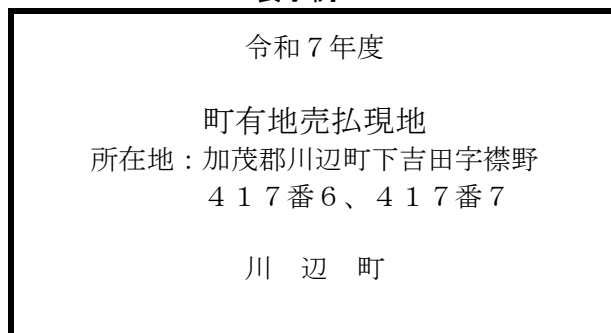
（入札に付する物件）

第1 入札に付する物件は、11頁の入札物件調書記載のとおりです。

（物件の確認）

第2 物件の現地案内は行いませんので、この案内書をもとに必ず現地をご確認ください。
現地を示す「立看板」には、次の表示がしてあります。

表示例



（入札に参加することができない者）

第3 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者は、この入札に参加することができません。

（契約の条件）

第4 契約の条件については、6頁以降に示す不動産売買契約書の条項をよく確認のうえ、入札に参加してください。

（入札参加申込受付期間及び受付場所）

第5 入札参加を希望する者は、事前に一般競争入札参加の申込受付を必ず済ませてください。受付をしないと入札に参加することができません。また、郵送による申込みは受付しません。

2 入札参加申込受付期間及び受付場所は、次のとおりです。

受付期間 令和7年4月18日（金）～令和7年5月9日（金）まで
午前8時30分～午後5時15分まで（土日、祝祭日を除く）

受付場所 川辺町役場 2階 総務課窓口

（入札及び開札の日時）

第6 入札及び開札の日時は、次のとおりです。

期 日 令和7年5月16日（金）

入札時間 午前１０時００分（時間厳守）
開札時間 入札締切後即時

（入札及び開札の場所）

第７ 入札及び開札の場所は、次のとおりです。

川辺町役場３階 第３会議室

（入札当日にお持ちいただくもの）

第８ 入札当日にお持ちいただくものは、次のとおりです。

１ 印鑑（印鑑証明書に使われているもの）

代理人（受任者）が入札する場合は、委任状に押印した「代理人が使用する印鑑」をお持ちください。

２ 委任状

法人の代表権のない方や個人でやむを得ず代理の方が入札に参加される場合には、本人（委任者）及び代理人の使用する印鑑が押印された委任状が必要となります。

３ 筆記用具（黒ボールペン又は、万年筆）

４ 『町有財産売払一般競争入札参加申込受付書』第１２参照

５ 入札書（本案内書に添付されているものを使用）、入札書用封筒（本案内書を参照）

（書類及び資格の事前審査）

第９ 入札参加を希望する者は、入札参加申込受付期間中に役場総務課へ以下の書類を提出して、事前審査を受けて下さい。

１ 個人の場合：『町有財産売払一般競争入札参加申込書（本案内書に添付されているものを使用）』『身分証明書』『印鑑証明書』、代理人を定める場合は『委任状』（本案内書に添付されているものを使用）

２ 法人の場合：『町有財産売払一般競争入札参加申込書（本案内書に添付されているものを使用）』『現在事項全部証明書』『印鑑証明書』、代理人を定める場合は『委任状』（本案内書に添付されているものを使用）

３ 事前審査後、提出いただいた書類一式は、一旦お返しします。

（入札保証金の納付）

第１０ 事前審査後、町が発行する納入通知書（納付書）兼領収証書により、入札しようとする金額の１００分の５以上の額の入札保証金を入札参加申込書の提出までに川辺町（町指定金融機関等）へ納付してください。

※発行された納入通知書（納付書）兼領収証書の金額欄に入札保証金額を申込者が直接記入して納付してください。

２ 納入通知書（納付書）兼領収証書は、必ず『入札保証金振込証明書』に貼付して下さい。

（入札参加申込書等の提出）

第１１ 個人、又は法人は、『事前審査時にお返しした書類一式』、納入通知書（納付書）兼領収証書が貼付された『入札保証金振込証明書』『入札保証金提出書』を申込受付期間中に役場総務課へ必ず提出してください。

(受付書の交付)

第12 入札参加申込書等により、入札保証金の納付が確認できたときに『町有財産売払一般競争入札参加申込受付書』を交付します。

(町有財産売払一般競争入札参加申込受付書の提出)

第13 入札時当日、入札の執行に先立ち、町が発行した『町有財産売払一般競争入札参加申込受付書』を職員に提出してください。

(入札)

第14 入札に際しては、入札執行者の指示に従い、入札者は入札書(本案内書に添付されているものを使用)に必要な事項を記入して、記名押印のうえ、封筒に入れて入札箱に投入してください。

2 代理人に入札を行わせることができますが、この場合は、入札時に職員に委任状(本案内書に添付されているものを使用)を提出してください。ただし、申込時に提出済みの場合は必要ありません。

3 入札の回数は1回です。再度入札は行いません。

4 郵便による入札は認めません。

(入札金額の表示)

第15 入札書に記入する金額は、対象の土地を購入する希望金額を表示してください。
※予定価格(売払最低価格)以上の金額を表示

(入札書の書換え等の禁止)

第16 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。

(開札)

第17 開札は、入札後直ちに入札者立会いのもとで行ないます。

2 入札者が開札に立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない町職員を立ち合わせます。

(入札の無効)

第18 次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

1 入札者が同一物件に対し、2通以上の入札書を提出したとき。

2 他人の代理人を兼ね又は2人以上の代理をした者に係る入札。

3 入札書の金額を訂正した入札。

4 入札書の記載事項が不明なもの又は入札書に記名押印のない入札。

5 著しい反社会的行動をとるなど、明らかに公有地の処分相手にふさわしくないことが判明した者の入札。

6 前各号に定めるもののほか、特に指定した事項に違反した者の入札。

(落札者の決定方法)

第19 開札の結果、町の予定価格(売払最低価格)以上で、入札書に記載された最高入

札金額をもって入札した方を落札者として決定します。

- 2 落札者となる同価格の入札者が二者以上あるときは、直ちに「くじ」によって落札者を決定します。なお、同価格で入札した者は、全て「くじ」を引かなければならず、「くじ」を辞退することはできません。「くじ」を引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない町職員に「くじ」を引かせます。

（入札結果の通知）

- 第20 開札をした場合に、落札者があるときは、その者の氏名（法人の場合はその名称）及び金額を、落札者がいないときは、その旨を開札に立ち会った入札者に知らせます。

この場合に、落札者となった者が開札に立ち会わなかったときは、その者に落札となった旨を通知します。

（契約の締結等）

- 第21 落札者は契約締結後、原則として一週間以内に6頁以降に示す不動産売買契約書により契約を締結しなければなりません。また、契約保証金をご用意いただくこととなります。

- 2 落札者は、売買物件の土地利用等に関して誓約書（本案内書に添付されているものを使用）に記名押印のうえ、町に提出しなければなりません。

（契約の確定）

- 第22 契約は、町が落札者とともに契約書に記名押印したときに確定します。

（契約保証金）

- 第23 落札者は、契約締結時に、契約金額の100分の10以上の契約保証金を町の発行する納入通知書（納付書）兼領収証書により、川辺町（町指定金融機関等）に納付しなければなりません。ただし、契約の締結と同時に売買代金の全額を支払う場合には、納付する必要がありません。

（入札保証金の返還等）

- 第24 落札者以外の者が納付した入札保証金は、落札者決定後、入札保証金の返還手続きを行いますので、入札保証金提出書の下段に金融機関名、預金の種類、口座番号、口座名義人氏名を正確に記入してください。なお、返還には、数日の期間を要しますのでご了承ください。

- 2 落札者が納付した入札保証金は、契約保証金の一部に充当します。ただし、契約締結時に売買代金の全額を支払う場合には、売買代金の一部に充当します。

- 3 入札保証金の額が契約保証金の額に満たないときは、その差額を第23（契約保証金）の例により納付しなければなりません。

（入札保証金の利子）

- 第25 入札保証金には、利子を付しません。

（入札保証金の没収）

- 第26 落札者が契約の締結に応じない場合には、落札はその効力を失い、落札者が納付

した入札保証金は、町に帰属します。

（売買代金の支払期間）

第27 売買代金は、契約締結時に支払う場合を除き、町の発行する納入通知書（納付書）兼領収証書により、一括して指定期日（契約の締結日から20日以内）までに納付しなければなりません。売買代金の支払が行われなかった場合には、契約保証金は町に帰属します。

（所有権の移転）

第28 売買代金が完納されたときは所有権の移転があったものとし、直ちに物件を引き渡します。

- 2 所有権の移転登記は、所有権移転後、速やかに町が行います。
- 3 契約書に貼付する収入印紙、登録免許税など契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は落札者の負担となります。

（その他）

第29 この要領に定めのない事項については、川辺町契約規則（昭和44年8月1日規則第38号）その他関係法令の定めるところによります。

- 2 物件は現状有姿とし、町は、隠れた「契約不適合」又は将来地形の変化等によって生じた責めは負いません。

- 3 税に関する問い合わせは、次のとおりです。

（1）不動産取得税（県税）

中濃県税事務所 不動産取得税担当 0575-33-4011

（2）固定資産税（町税）

川辺町役場 税務課 0574-53-2514

（3）登録免許税（国税）

岐阜地方法務局 美濃加茂支局 0574-25-2400

不動産売買契約書

収入
印紙

売主 川辺町 代表者 川辺町長 佐藤光宏（以下「甲」という。）と買主〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、川辺町所有の土地及び建物（以下「売買物件」という。）の売買について、次のとおり契約を締結する。

（売買物件）

第1条 甲は、乙に対し、売買物件を売り渡し、乙は、これを買受ける。

不動産の表示

土	所 在	地 番	地目（登記簿）	地積（登記簿）
地	加茂郡川辺町下吉田字襟野	417番6	原野	25㎡
	加茂郡川辺町下吉田字襟野	417番7	宅地	24.67㎡
	合計（2筆）			面積：49.67㎡

（売買代金）

第2条 売買物件の代金（以下「売買代金」という。）は、金〇〇〇〇〇〇〇〇〇円とする。

（契約保証金）

第3条 乙は、この契約に関し、契約保証金として金〇〇〇〇〇〇〇〇〇円をこの契約の締結と同時に甲の発行する納入通知書により、その指定する場所において納付しなければならない。

2 甲は、入札参加時に乙が納付した入札保証金を、前項の契約保証金の一部に充当する。

3 第1項の契約保証金には、利子を付さないものとする。

4 乙が契約の締結と同時に売買代金のうち、入札保証金を除く金額を支払った場合は、契約保証金は必要ないものとする。

5 乙がこの契約に定める義務を履行しないことを理由として、この契約が解除されたときは、第1項の契約保証金は甲に帰属し、甲は、その返還義務を負わないものとする。

（売買代金の支払）

第4条 乙は、甲に売買代金のうち、前条第1項に定める契約保証金を除く金額を甲の発行する納入通知書により、契約の締結日から20日以内に一括してその指定する場所において支払わなければならない。

2 甲は、乙が前項に定める義務を履行したときは、前条第1項に定める契約保証金を売買代金の一部に充当する。

3 乙は、甲に契約の締結と同時に売買代金のうち、入札保証金を除く金額を支払う場合は、甲の発行する納入通知書により、契約の締結と同時にその指定する場所において支払わなければならない。

4 甲は、乙が前項に定める義務を履行したときは、入札保証金を売買代金の一部に充当する。

（所有権の移転及び物件の引渡し）

第5条 売買物件の所有権は、乙が売買代金を完納したときに甲から乙に移転するものとする。

2 甲は、前項の規定によりその所有権を乙に移転するときは、乙に対し現状のまま引き渡すものとする。

(所有権の移転登記)

第6条 甲は、前条第1項の規定により売買物件の所有権が乙に移転した後、速やかに所有権移転登記手続をするものとする。ただし、所有権移転登記手続に要する登録免許税その他の費用は、乙の負担とする。

(危険負担)

第7条 この契約締結後、売買物件が甲の責めに帰することのできない事由により滅失し、又はき損した場合は、その損失は乙の負担とする。

(契約不適合責任)

第8条 乙は、この契約締結後、売買物件に数量の不足又は隠れた契約不適合があることを発見しても、甲に対して売買代金の減額若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることはできない。

(契約の解除)

第9条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、催告なしにこの契約を解除することができる。

(返還金)

第10条 甲は、前条の規定により契約を解除したときは、乙が支払った売買代金を返還する。ただし、第4条第2項の規定により、充当した契約保証金相当額は返還しないこととする。

2 前項の返還金には、利息を付さないものとする。

(原状回復義務)

第11条 乙は、第9条の規定により契約が解除されたときは、甲の指定する期日までに売買物件を原状に回復して甲に返還しなければならない。ただし、甲が売買物件を原状に回復することが適当でないと認めたときは、現状のまま返還することができる。

2 乙は、前項の規定により売買物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに、売買物件の所有権移転登記の抹消登録の承諾書を甲に提出しなければならない。

(損害賠償)

第12条 乙は、この契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償金として甲に支払わなければならない。

(有益費等の請求権の放棄)

第13条 乙は、第9条の規定によりこの契約を解除された場合において、売買物件に投じた有益費、必要経費又はその他の費用があってもこれを甲に請求することができない。

(契約の費用)

第14条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(信義則)

第15条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

(疑義等の決定)

第16条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲と乙が協議のうえ定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有するものとする。

令和〇年〇月〇日

甲 岐阜県加茂郡川辺町中川辺1518番地4
川 辺 町
代 表 者 川辺町長 佐藤 光宏

乙

誓 約 書

令和 年 月 日

川辺町長 様

住所又は所在地

氏名又は名称
及び代表者職氏名

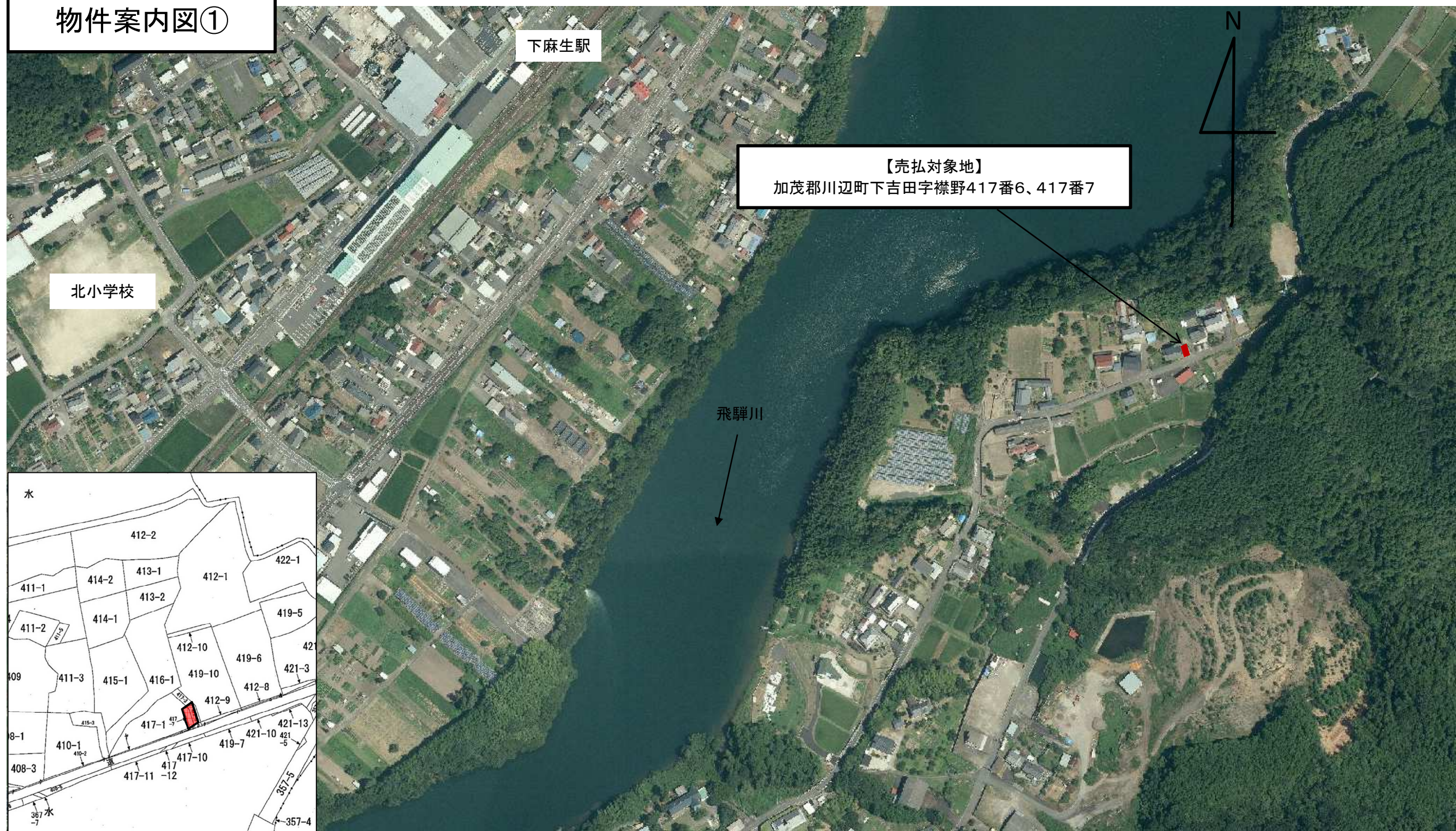
印

令和 年 月 日付けで締結した不動産売買契約書に係る当該物件の土地利用等について、下記のとおり誓約します。

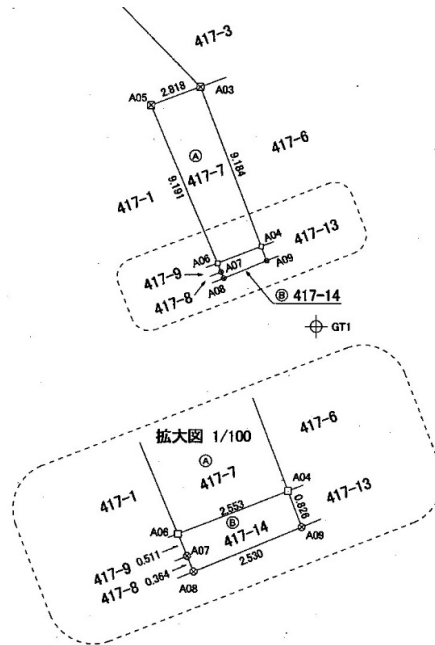
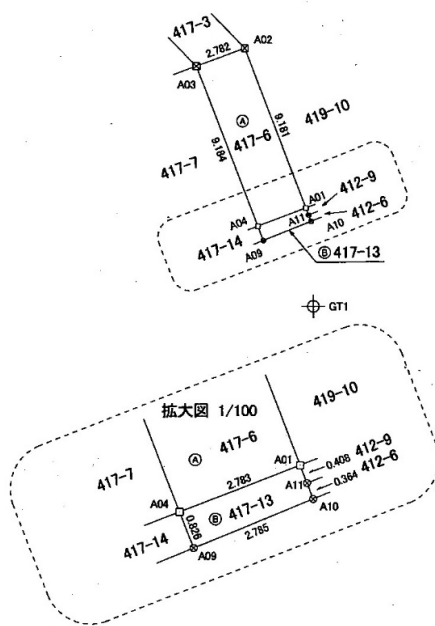
記

- 1 売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同法第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供しない。
- 2 売買物件を暴力団関係施設その他周辺の住民に著しく不安を与える施設の用に供しない。
- 3 土地利用については、関係法令及び用途制限を遵守します。

物件案内図①



物件案内図②



入 札 物 件 調 書

所 在 地	加茂郡川辺町下吉田字襟野 4 1 7 番 6、4 1 7 番 7			
登 記 地 目	原野・宅地（現況は宅地）			
面 積	公簿 4 9 . 6 7 m ²			
所 有 者	加茂郡川辺町			
売 払 最 低 価 格	¥ 7 8 3 , 3 6 8 円			
形 状	整形地			
道 路 幅 員 及 び 状 況	幅員：5 . 6 m～ 下吉田・下麻生線（町道 5 0 5 0 号線）に接道			
法令等に基づく 制限	都市計画区域	町全域		
	用 途 地 域	-		
	建 ペ い 率	6 0 %	容 積 率	2 0 0 %
	高度利用地区	指定なし		
	防 火 地 域	指定なし		
	日 陰 規 制	制限なし		
上下水道の状況	上 水 道	整備済み	下 水 道	整備済み
◎参 考 事 項				
交通機関 公共施設 (直線距離)	鉄道 役場 学校 学校	JR高山本線下麻生駅：北西 約 5 9 0 m 川辺町役場庁舎：南西 約 3 , 5 5 0 m 川辺中学校 : 南西 約 3 , 2 0 0 m 川辺東小学校 : 南西 約 2 , 2 0 0 m		
《土地利用に係る制限》 【権利部（乙区）所有権以外の権利に関する事項】 該当なし				

受付番号	
------	--

町有財産売払一般競争入札参加申込書

令和 年 月 日

川辺町長 佐藤 光宏 様

一般競争入札に参加したいので、下記のとおり申し込みます。

記

1 入札物件

所在地：加茂郡川辺町下吉田字襟野 4 1 7 番 6、4 1 7 番 7

地 積：合計 4 9 . 6 7 m²

2 入札実施日時

令和 7 年 5 月 1 6 日（金） 午前 1 0 時 0 0 分（時間厳守）

3 入札実施場所

川辺町役場 3 階 第 3 会議室

4 申 込 人

住所（所在地）

フリガナ

（名称）

フリガナ

氏名（代表者職氏名）

印

※印鑑証明書に使われている印を押印してください

電 話：（ ） —

※注 意

- 個人の場合：身分証明書・印鑑証明書・代理人を定める場合は委任状
- 法人の場合：現在事項全部証明書・印鑑証明書・代理人を定める場合は委任状を添付してください。

受 付 印 欄

受付番号	
------	--

町有財産売払一般競争入札参加申込受付書

住 所：

氏 名：

下記物件について、令和7年5月16日（金）午前10時00分実施の一般競争入札参加申込みを受け付けました。

なお、当日は、この受付書を受付に提出してください。

記

1 入札物件

所在地：加茂郡川辺町下吉田字襟野417番6、417番7

地 積：合計49.67 m²

2 入札実施場所

川辺町役場3階 第3会議室

令和 年 月 日

川辺町役場総務課

受 付 印 欄

(1 枚目)

入 札 保 証 金 提 出 書

令和 年 月 日

川辺町会計管理者 様

入 札 者	〒				－					TEL (		)	－	－
	住所 (所在地)													
	(名称)													
	フリガナ 氏名 (代表者職氏名) 印													

2 枚目にも押印してください。

下記の金額を町有財産入札保証金として提出します。

なお、落札とならなかったとき、その他返還事由が生じた場合は、提出した入札保証金を下記口座に振り込んでください。

¥

※受付日 令和 年 月 日

※受付番号

開 札 日 令和 7 年 5 月 1 6 日

【入札保証金の返還口座】

振 込 先	金融機関名											銀行・信用金庫・その他
	預金の種類	普通・当座・その他										本店・支店・営業部
	口座番号											
	口座名義人	(フリガナ)										
	氏名											

- (注) 1 ※印以外全て記入してください。
2 1 枚目及び 2 枚目の「入札者住所氏名」欄には、必ず押印してください。
3 「金融機関名」「預金の種類」欄の該当する項目を○で囲んでください。
4 振込先の「口座名義人氏名」欄は、法人の場合には代表者名の記載は不要です。
5 2 枚目の入札保証金振込証明書には、入札保証金を振り込んだ際に受領した納通知書 (納付書) 兼領収証書 (取扱店領収印のあるもの) を貼り付けてください。

(2枚目)

入札保証金振込証明書

令和 年 月 日

川辺町長 様

入 札 者	〒				－					Tel (		)	－	－
	住所(所在地)													
	(名称)													
	フリガナ													
	氏名 (代表者職氏名)													印

下記の金額を町有財産入札保証金として納付しました。

¥

※受付日 令和 年 月 日

※受付番号

開 札 日	令和7年5月16日
-------	-----------

『納入通知書兼領収証書』の添付箇所

(注) 1 ※印以外全て記入してください。

(注) 2 ※入札保証金を川辺町の預金口座に振り込んだ旨の証明として「納入通知書兼領収証書」の原本を町担当職員へ提示し確認を受けたのち、写しを本書（上記枠内）に貼り付けてください。なお、貼り付けの際は周囲をノリ付けし、確実に貼り付けてください。

入 札 書

川辺町長 様

住所（所在地）

入札者（名称）

氏名（代表者職氏名）

印

【上記代理人】

住所

氏名

印

金 額				千万	百万	十万	万	千	百	拾	円

ただし、

土地：所在地（地積）加茂郡川辺町下吉田字襟野 4 1 7 番 6、4 1 7 番 7（合計 4 9. 6 7 m²） の入札物件金額、川辺町契約規則及び公告等を承諾のうえ、上記のとおり入札します。

令和 7 年 5 月 1 6 日

- （注） 1 代理人によって入札するときは、本人の住所、氏名のほか、代理人の住所、氏名を記載し、代理人の印鑑を押印すること。
- 2 入札金額は、算用数字ではっきりと記載し、数字の前に必ず「¥マーク」を記載してください。
- 3 一度提出した入札書の変更又は取消しはできません。

(申込書受付番号：)

委 任 状

代理人 住所

氏名

印

代理人使用印

(電話) () —

私は、上記の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

次の町有財産の一般競争入札及びこれに付帯する一切の権限

土地：所在地（地積）加茂郡川辺町下吉田字襟野 4 1 7 番 6、4 1 7 番 7（合計 4 9 . 6 7 m²）

令和 7 年 5 月 1 6 日

委任者

住 所：

氏 名：

印

電 話： () —

- (注) 1 代理人の使用する印鑑をあらかじめ押印しておくこと。
2 委任者の印は、入札参加申込書に押印した印と同じもの（印鑑登録書の印）

様式第4号(第6条関係)

納入通知書兼領収証書

(納入場所)
東濃信用金庫
大垣共立銀行
めぐみの農業協同
組合
十六銀行
三菱UFJ銀行

上記の本店、支店、
出張所

年度	令和 7 年度
会計	歳入歳出外現金
所属	総務課
款 項 目 節 細 節 細々節 説明	保証金 入札保証金
納入者 住所	
氏名	様
金額	¥ 円
摘要	川辺町下吉田字襟野417番6、417番7普通財産土地売払い一般競争入札に係る入札保証金
納入期限	令和 年 月 日
上記のとおり納入してください。 令和 年 月 日	
川辺町長 上記の金額を領収しました。 指定金融機関 指定代理金融機関 収納代理金融機関	領収日付印
領収書は大切に保管してください。	

川 辺 町

(本 人 用)

領 収 済 通 知 書

年度	令和 7 年度
会計	歳入歳出外現金
所属	総務課
款 項 目 節 細 節 細々節 説明	保証金 入札保証金
納入者 住所	
氏名	様
金額	¥ 円
摘要	川辺町下吉田字襟野417番6、417番7普通財産土地売払い一般競争入札に係る入札保証金
納入期限	令和 年 月 日
発行日	令和 年 月 日
上記の金額を納入しました。 川辺町会計管理者 様	
指定金融機関 指定代理金融機関 収納代理金融機関	領収日付印

収納店→指定金融機関→川辺町会計管理者

◎入札書封印の要領

1. 封筒は、縦長の普通のもので、下記内容をペン又はボールペン等、消えない筆記用具で記入してください。

2. 入札書の印及び封印の印は、申込書に押印した印を使用してください。

※代理人によって入札する場合は、代理人の印となります。

注意：封筒に入れるものは、入札書のみです。

(表)

入札書

令和七年度町有財産売却
川辺町下吉田字襟野四一七番六、四一七番七
払い

(裏)

封印3箇所に押印

代理人 氏名 住所

申込者 氏名 住所